概要版

はりま こども・若者 みらいプロジェクト

播磨町こども計画

令和7年3月
播磨町

計画の概要

計画の趣旨

- こどもを取り巻く状況が大きく変化する中、国では、「こども基本法」や「こども大綱」において、すべてのこども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。
- こどもに関する施策を総合的に推進するために、本計画を策定します。

位置付け

- こども基本法第 10 条第 2 項に定める「市町村こども計画」として、こども・若者に関する計画を一体的に策定するものです。
- 本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「こどもの貧困対策計画」「子ども・若者支援計画」を含みます。
- 本計画は、「播磨町総合計画」の個別計画として位置付け、その他の関連計画と整合を図るとともに、国の「こども大綱」並びに兵庫県の計画を踏まえて策定します。

国

- こども基本法
- 子ども・子育て支援法
- 次世代育成支援対策推進法
- こども大綱
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
- 子ども・若者育成支援推進法
- 少子化社会対策基本法
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法

兵庫県

ひょうご子ども・子育て未来プラン

播磨町

整合

第 5 次播磨町総合計画

播磨町地域福祉計画

はりま こども・若者 みらいプロジェクト
（播磨町こども計画）

- 子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援行動計画
- こどもの貧困対策計画
- 子ども・若者支援計画

整合

関連計画

- 第 3 期播磨町教育振興基本計画
- 第 4 期播磨町障害者計画・第 7 期播磨町障害福祉計画・第 3 期播磨町障害児福祉計画
- 第 3 次はりま健康プラン
- 播磨町男女共同参画プラン（第 3 期）
- その他関連計画

計画期間

- 計画の期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５か年とします。

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第二期播磨町子ども・子育て支援事業計画					はりま こども・若者みらいプロジェクト（播磨町こども計画）					
	第５次播磨町総合計画									

対象

- 本計画の対象は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。「こども」については、一定の年齢上限を定めず、年齢で必要なサポートが途切れないようにします。

播磨町のこどもを取り巻く現状

保護者の状況

日常、緊急時、いずれもこどもをみてもらえる親族がいない割合は 14.9%、知人については 67.8%となっています。家庭で子育てを抱え込まないよう、支援の充実が必要です。

日常、緊急時にこどもをみてもらえる親族・知人

親族	知人
いずれもいない	いずれもいない
14.9 %	67.8 %

就学前児童保護者調査

不登校

近年、全国的に不登校児童生徒は増加傾向にあり、本町においても概ね増加傾向となっています。相談支援の充実を図るとともに、学校以外の学ぶ場所、居場所の整備が必要です。

児童虐待

児童虐待の対応件数は、増加しています。また､児童虐待への対応で｢特に何もしなかった｣割合が半数以上となっており、虐待に気づいた時の対応について、周知・啓発が必要です。

児童虐待の対応件数

令和元年 29 件

▼

令和５年 92 件

児童虐待を見たり聞いたりした場合の対応

特に何もしなかった 58.4 %

就学前児童保護者調査

こどもの権利

こどもの権利の認知度は、こどもも大人も３割程度と低くなっています。こどもが自らの権利について学ぶこと、大人がこどもの権利を意識して行動できるように理解を深めることが必要です。

こどもの権利の認知度

小学生	中学生	小学生保護者
31.6 %	28.8 %	24.8 %

小学生・中学生調査「知っている」と答えた人
小学生保護者調査「名前も内容も知っている」と答えた人

施策体系

基本理念

こども・若者の幸せと地域のつながりを大切に

～みんなでつくる　こどもまんなか・はりま～

こども・若者が幸せで健やかに育つことはもとより、親も子育てに希望を持ってともに育ち、地域みんなで支える『こどもまんなかのまちづくり』を推進します。

基本理念の実現のため、５つの基本目標を掲げて施策を推進します。

基本目標	基本施策
1 安心して楽しく子育てできる環境をつくる	1 就学前教育・保育の充実 2 子育て相談や支援の充実 3 地域における子育て支援の充実 4 共働き・共育てへの支援 5 子育て家庭の経済的負担の軽減
2 こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える	1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援 2 こども・若者の心身の健康づくり 3 支援が必要なこどもへの支援
3 こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる	1 生きる力を育む教育の推進 2 豊かな心を育む取り組みの推進 3 不登校等に対する取り組みの推進 4 次世代を担う青少年や若者への支援
4 こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる	1 こどもの権利や意見の尊重 2 多様な居場所・活動・体験の充実 3 こどもの安全の確保
5 支援を必要とするこども・若者や家庭を支える	1 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 2 ひとり親家庭への支援 3 こどもの貧困解消に向けた取り組みの推進 4 外国籍のこどもへの支援

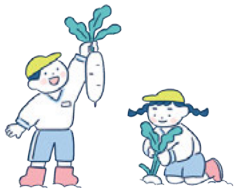

計画の内容

基本目標 1 安心して楽しく子育てできる環境をつくる

① 就学前教育・保育の充実

- こどもにとって安全・安心な環境で教育・保育を提供するために、保育施設の整備や受け入れ体制の充実に取り組みます。

【主な取り組み】
- 通常保育事業の充実
- 保育士・幼稚園教諭の確保・育成・支援
- 町立園での給食実施

② 子育て相談や支援の充実

- 子育てに関する悩みや不安を抱え込まないよう、相談しやすい環境づくりに取り組みます。
- SNS やアプリを活用し、子育て世代への情報発信に努めます。
- 保護者の就労形態等に対応したきめ細やかな保育サービスの充実に取り組みます。

【主な取り組み】
- 一時預かり事業の充実
- 学童保育事業の充実
- 子育てに関する相談体制の充実
- 「広報はりま」やホームページ、SNS 等を活用した情報提供

③ 地域における子育て支援の充実

- 家族や地域、関係者など地域全体で子育てを見守り、支えるまちづくりを推進します。

【主な取り組み】
- すくすく子育て事業
- 地域活動事業の推進

④ 共働き・共育てへの支援

- 保護者がこどもとの時間を確保できるよう、仕事と子育ての両立支援や父親の育児参加の促進に取り組みます。

【主な取り組み】
- 育児休業制度・介護休業制度などの普及・啓発
- ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

⑤ 子育て家庭の経済的負担の軽減

- 保育料や教育に関する費用の負担軽減により、子育て家庭の不安解消に努めます。

【主な取り組み】
- 乳幼児医療費等助成事業
- 学校給食費の負担軽減

基本目標 2 こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える

1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

- 訪問や相談、情報提供の充実により、切れ目のない支援を行います。
- 不安を抱える妊産婦や保護者に寄り添った支援を行います。

【主な取り組み】
- 妊産婦訪問指導
- 乳幼児訪問指導
- 産後ケアの充実
- 妊婦のための支援給付
- 乳幼児発達相談／子育て相談

2 こども・若者の心身の健康づくり

- こども・若者の悩みに気づいて受け止める体制の充実に取り組みます。
- 規則正しい生活習慣の定着を図るとともに、思春期の心身の健康づくりを推進します。

【主な取り組み】
- 思春期健康教育の推進
- 相談支援体制の充実
- 学校・園における食育の推進

3 支援が必要なこどもへの支援

- 障がいや発達の特性を早期に発見し、適切な支援やサービスにつなげます。
- 障がいのあるこども・若者のライフステージに応じた支援体制を整備します。

【主な取り組み】
- 障害児通所支援事業
- 地域のインクルージョンの推進
- 児童発達支援センターの開設
- 医療的ケアが必要なこどもへの支援体制の構築

基本目標 3 こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる

1 生きる力を育む教育の推進

- 家庭環境等に関わらず、学習習慣を身に付けるための支援を行います。
- 人権教育を通して相手を思いやる気持ちの醸成を図ります。

【主な取り組み】
- きめ細かな児童生徒指導の推進
- 人権教育の推進
- 社会の仕組みや制度を学ぶ機会の創出

2 豊かな心を育む取り組みの推進

- 体験学習や交流機会の充実により、様々な大人が関わり、地域全体でこどもの豊かな心を育みます。

【主な取り組み】
- トライやる・ウィークの実施
- こどもの活動の活性化
- 小学生の放課後居場所づくり

3 不登校等に対する取り組みの推進

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携により、不登校のこどもへの支援と保護者が相談できる体制を整備します。

【主な取り組み】
- スクールカウンセラーの配置
- 播磨町こども支援センターの充実
- 不登校・ひきこもりに関する関係機関ネットワークの整備

4 次世代を担う青少年や若者への支援

- 若者の結婚や子育てに対する不安を解消し、希望を叶える取り組みを推進します。
- こども・若者の視点に立ち、住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

【主な取り組み】
- 犯罪被害や有害情報から守る取り組みの推進
- 結婚・出産・子育てを希望する若者への支援

基本目標 4 こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる

① こどもの権利や意見の尊重

- こどもの権利について、周知・啓発を行います。
- こども・若者の意見を聴き、施策などに反映します。

【主な取り組み】
- 「子どもの権利条約」の普及・啓発
- こども・若者の意見の聴取・反映

② 多様な居場所・活動・体験の充実

- こどもの体験機会や交流機会を創出します。
- こどもの居場所づくりを町全体で進めるため、団体への支援や団体同士の連携を促進します。

【主な取り組み】
- 身近な遊び場等の整備
- こどもを含めた多世代の居場所づくり
- 異年齢がふれあい・交流できる拠点の充実

③ こどもの安全の確保

- 地域で防犯活動やこどもの登下校時の見守りを行います。
- 学校、地域、保護者が連携して、こどもの安全を確保します。

【主な取り組み】
- こどもや子育てにやさしいまちづくり
- 通園・通学の安全確保の推進
- 安全・安心なインターネット利用の推進

基本目標 5 支援を必要とするこども・若者や家庭を支える

① 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

- 児童虐待の未然防止、発見した際の迅速な対応や支援につなげる体制づくりに努めます。
- 妊娠中からハイリスク家庭を把握し、保護者が悩みを抱え込まないように支援します。

【主な取り組み】
- 児童虐待防止ネットワークの推進
- 虐待の早期発見・早期対応に向けた予防啓発の推進
- 子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援

② ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭への経済的支援や就労支援を行い、こどもの生活の安定を図ります。

【主な取り組み】
- 母子家庭等医療費助成事業
- 保護者の仕事の安定に関する支援

③ こどもの貧困解消に向けた取り組みの推進

- 貧困やヤングケアラーについて、学校や地域と連携して実態の把握に努め、支援につなげます。

【主な取り組み】
- 連携による教育支援の推進
- ヤングケアラーへの支援
- 地域における学習支援

④ 外国籍のこどもへの支援

- 外国にルーツを持つこども・若者が安心して暮らせるよう、保護者の生活の安定を図るとともに、様々な場所での受け入れ体制の整備に取り組みます。

【主な取り組み】
- 外国籍児童・生徒への支援
- 外国籍の保護者への支援

計画の推進に向けて

本計画の進捗把握・検証のため、基本目標ごとに評価指標を設定し、進捗管理を行います。

基本目標 1　安心して楽しく子育てできる環境をつくる

主な指標	現状（%）	目標（%）
子育てについて、気軽に相談できる人（場所）がいる（ある）と答えた人の割合	就学前保護者：92.8 小学生保護者：94.2 中学生保護者：91.8	増加
子育て支援センターを利用したことがある人の割合	就学前保護者：68.1	80

基本目標 2　こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える

主な指標	現状（%）	目標（%）
自分の体の状態で「特に気になることはない」と答えたこどもの割合	小学生：31.1 中学生：27.9	50
毎日、朝ごはんを食べるこどもの割合	小学生：87.8 中学生：82.9	増加

基本目標 3　こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる

主な指標	現状（%）	目標（%）
自分のことが好きだと思うこども・若者の割合	小学生：37.5 中学生：31.2 若　者：36.4	50
将来の夢や目標を持っているこどもの割合	小学生：82.3 中学生：61.1	増加
今後（将来）結婚したいと思うこども・若者の割合	小学生：45.6 中学生：46.3 若　者：49.0	60

基本目標 4　こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる

主な指標	現状（%）	目標（%）
「こどもの権利」の大人の認知度 （「名前も内容も知っている」と答えた人）	就学前保護者：29.7 小学生保護者：24.8 中学生保護者：25.8	60
「こどもの権利」のこどもの認知度 （「知っている」と答えた人）	小学生：31.6 中学生：28.8 若　者：25.5	60
地域活動に参加している人の割合 （「よく参加する」「ときどき参加する」の合計）	就学前保護者：39.8 小学生保護者：45.3 中学生保護者：40.6	50

基本目標 5　支援を必要とするこども・若者や家庭を支える

主な指標	現状（%）	目標（%）
こどもの将来のために貯蓄をしている人の割合	就学前保護者：66.7 小学生保護者：61.8 中学生保護者：59.2	70
身近なところでこどもの虐待を見たり聞いたりした場合に「特に何もしなかった」割合の減少	就学前保護者：58.4 小学生保護者：55.1 中学生保護者：64.3	30

子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育事業

保育の必要の認定区分ごとに、幼稚園、保育所、認定こども園の利用状況や利用希望を踏まえた量の見込みを設定し、保育需要に対応できる提供体制の確保を図ります。

認定区分			該当施設				
認定区分	こどもの年齢	保育の必要性※	幼稚園	認可保育所	認定こども園		地域型保育
					教育	保育	
1号認定	3～5歳		○		○		
2号認定（教育希望）		○	○		○		
2号認定（保育希望）		○		○		○	
3号認定	0～2歳	○		○		○	○

※保護者の就労や病気、就学等、保育を必要とする事由に該当する場合。

◆ **こどもの年齢や保育の必要性に応じて認定区分が決まり、利用できる施設が異なります。**

認定内容

1号認定…満3歳以上で、教育を希望する方
2号認定…満3歳以上で、保護者の就労等により、保育の必要性がある方
3号認定…満3歳未満で、保護者の就労等により、保育の必要性がある方

1 3歳以上のこども

【教育を希望するこども】

教育希望		令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①量の見込み（人）	1号認定	328	322	327	318	311
	2号認定（教育）	25	29	43	44	47
	合計	353	351	370	362	358
②確保量（人）		460	445	420	395	370
過不足②-①		107	94	50	33	12

- 町立幼稚園における利用定員設定の過剰分は、幼稚園型一時預かり事業を平行して実施することにより、2号認定の不足の確保に充てます。

利用可能施設

幼稚園	播磨幼稚園、蓮池幼稚園
認定こども園	キューピットこども園、播磨中央こども園、蓮池こども園、播磨西こども園、播磨保育園（令和7年度よりこども園に移行）

【保育を希望するこども】

保育希望		令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①量の見込み（人）	2号認定（保育）	473	476	486	486	488
②確保量（人）		473	521	521	521	521
過不足②-①		0	45	35	35	33

- 令和7年度から播磨保育園が保育所型認定こども園に移行のうえ、定員の増を行うとともに、令和8年度から幼保連携型認定こども園を新設することにより、保育体制を拡充します。

利用可能施設

認定こども園	キューピットこども園、播磨中央こども園、蓮池こども園、播磨西こども園、播磨保育園（令和7年度よりこども園に移行）

② 3歳未満のこども

		令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①量の見込み（人）	3号認定	360	367	369	378	389
②確保量（人）		296	327	365	365	365
過不足②-①		▲64	▲40	▲4	▲13	▲24

- 確保量を上回る量の見込みとなっていますが、認定こども園の弾力的な運営により受け入れ人数の確保を行うとともに、小規模保育事業所の開設に向けて整備を進めます。

利用可能施設		
	認定こども園	キューピットこども園、播磨中央こども園、蓮池こども園、播磨西こども園、播磨保育園（令和7年度よりこども園に移行）
	小規模保育	パレット保育園、蓮池のちいさな保育園

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和8年度より開始される、未就園児を対象に一時的な預かりを行う事業です。

- 本町においては、待機児童の解消に取り組みながら、実施事業者の検討を行います。

地域子ども・子育て支援事業

① 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外に保育を行う事業です。

利用可能施設
キューピットこども園、蓮池こども園、蓮池のちいさな保育園

	令和7年度（2025年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（人）	89	103
確保量（人）	89	103

② 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

	令和7年度（2025年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（人）	520	543
確保量（人）	550	550

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の病気等の理由により養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で保護を行う事業です。

利用可能施設
播磨同仁学院、立正学園、二葉園、泉心学園、カーサ汐彩、明石乳児院、ピューパホール、乳児ホームるり、そねホーム、真生乳児院　など

	令和7年度（2025年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（人日）	38	36
確保量（人日）	38	36

④ 地域子育て支援拠点事業

身近な地域に子育て中の親子が集う場所を提供し、交流や相談、情報提供や講習会を行う事業です。

利用可能施設
北部子育て支援センター　月～土（9～17時）
南部子育て支援センター　月～土（9～17時）

	令和7年度（2025年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（人日）	24,293	25,363
確保量（人日）	24,293	25,363

⑤ 一時預かり事業

保護者の就労、疾病等の理由により、こどもを一時的に預かる事業です。

利用可能施設
播磨幼稚園、蓮池幼稚園、キューピットこども園、播磨中央こども園、蓮池こども園、播磨西こども園、播磨保育園（令和7年度よりこども園に移行）

		令和7年度（2025年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（人日）	幼稚園型	23,641	20,088
	幼稚園型以外	2,377	2,777
確保量（人日）	幼稚園型	23,641	20,088
	幼稚園型以外	2,575	2,992

⑥ 病児保育事業

病児・病後児について、病院や保育所等で看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

利用可能施設
播磨中央こども園（病後児保育のみ）、おひさまこどものクリニック病児保育室ひなたぼっこ

	令和 7 年度（2025 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
量の見込み（人日）	272	327
確保量（人日）	272	327

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助をする人と援助をしてもらいたい人が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業です。

利用可能施設
北部子育て支援センター

		令和 7 年度（2025 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
量の見込み（人日）	就学前	198	215
	小学生	79	95
確保量（人日）		198	215

⑧ 利用者支援事業

子育てサービスや子育て支援に関する情報提供、相談・助言及び妊婦等への伴走的な支援を行う事業です。

利用可能施設
こども課（特定型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型）

	令和 7 年度（2025 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
量の見込み（箇所）	2	2
確保量（箇所）	2	2

⑨ 妊婦健康診査事業

妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票（助成券）を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業です。

利用可能施設
加古川医師会、高砂市医師会、明石市医師会に所属する医療機関
※上記以外の病院でも利用可能ですが、利用者の申請による償還払いでの対応となります。

	令和 7 年度（2025 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
量の見込み（人）	390	384
確保量（人）	390	384

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、不安や悩みを聴き、助言を行い、情報提供等を行う事業です。

	令和 7 年度（2025 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
量の見込み（人）	232	230
確保量（人）	232	230

⑪ 産後ケア事業

産後に心身のケアや育児のサポート等を必要とする方を支援する事業です。

利用可能施設
兵庫県内の助産所、産婦人科医院

	令和 7 年度（2025 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
量の見込み（人）	115	113
確保量（人）	115	113

⑫ 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行う事業です。

	令和 7 年度（2025 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
量の見込み（人）	4	4
確保量（人）	4	4

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

子育てに対し不安や負担を抱える家庭等を訪問し、悩みを聴くとともに家事・子育ての支援を行う事業です。

	令和 7 年度（2025 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
量の見込み（人）	111	111
確保量（人）	111	111

⑭ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てについて必要な情報の提供、相談や助言を行う事業です。

	令和 7 年度（2025 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
量の見込み（人）	3	3
確保量（人）	0	3

みんなで目指そう！
こどもまんなか・はりま！

こどもの権利とは

こどもの権利とは、こどもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、すべてのこどもが生まれたときから持っているものです。

「子どもの権利条約」では、こどもを権利の主体ととらえ、大人と同様の権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

こどもの権利が守られ、こども・若者が幸せに暮らすことができる こどもまんなか・はりま　の実現に向けて

大人

- こどもの権利について理解しましょう
- こども・若者の意見をしっかりと聴きましょう
- こども・若者にとって最も良いことを考え、見守り、サポートしましょう

こども・若者

- こどもの権利が守られているか、幸せに暮らせる社会には何が必要か考えてみましょう
- 自分の意見を大人に伝えましょう

行政

- こども・若者が意見を伝えやすい環境づくりに取り組みます
- こども・若者の意見を取り入れながら、こども施策を推進していきます

はりま こども・若者みらいプロジェクト（播磨町こども計画）～概要版～

令和７年３月発行

播磨町 福祉保険部 こども課　〒675-0182　兵庫県加古郡播磨町東本荘１丁目 5-30
TEL：079-435-0366　FAX：079-435-0831